

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月十六日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（勤務時間の割振り等の特例）

第六条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第三条、第四条及び前条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

第七条第一項中「前条」を「第六条」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。